

# 住基ネットの県事務利用に係る安全対策について

## ① 長野県本人確認情報保護管理規程（平成14年8月施行）

セキュリティ対策、入退室等の管理、外部委託する場合の管理、緊急時の対応を規定（詳細は、下記以降の下位規程に委任）

## ② 入退室等管理、アクセス管理及び情報資産管理要領（平成14年8月施行）

なりすまし防止、住基ネットの目的外利用の禁止等を規程

- (1) 住基ネット機器設置室への入退室の方法等
- (2) 住基ネット機器へのアクセス管理
  - ア 操作者ごとにICカードを貸与
  - イ パスワードを操作者が管理
- (3) 情報資産管理
  - ア 情報資産管理簿の作成
  - イ データのバックアップ

### ③-1 県本庁舎での県事務への住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関する要領（平成19年12月施行）

利用事務名、操作者の責務、指紋認証、端末使用管理簿の作成等を規定

### ③-2 現地機関での県事務への住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関する要領（平成20年4月施行）

利用事務名、操作者の責務、指紋認証、端末使用管理簿の作成等を規定

## ④ 住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画

（平成14年8月施行）

- (1) 住基ネット機器障害発生時の対応手順を規定
- (2) 不適正行為発生時の対応手順を規定

## ⑤ 県事務への住民基本台帳ネットワークシステムの利用に係る監査実施方針

- (1) 事前監査  
利用開始前の本人確認情報審議会委員による監査の実施
- (2) 内部監査  
セキュリティ責任者（市町村課長）及びネットワーク管理者（情報システム推進室長）による監査
- (3) 外部監査  
本人確認情報保護審議会委員等による監査

## ⑥ 住民基本台帳ネットワークシステムの操作及びセキュリティ対策等に係る研修実施方針

- (1) 対象者  
住基ネットの操作者及び管理者
- (2) 実施時期  
県事務利用開始前、年度当初、その他必要に応じて

## ⑦ 長野県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策実施手順

各セキュリティ対策の具体的な手順